

寒川町選挙管理委員会告示第 10 号

市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 5 条第 30 項の規定により、同法第 4 条第 11 項又は第 5 条第 15 項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数をここに告示する。

選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 6,792

令和 5 年 3 月 1 日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光